

平成 29 年度九州大学大学院法学府  
修士課程入学試験問題（春季）

**労働法**

**問 1** 就業規則の変更に関して、最高裁判例の考え方に基づいて、(1) ～ (2) について論じなさい。なお、論じる際に、参照すべき条文を適宜示すこと。

(1) 就業規則に定められた退職金等に関する労働条件の変更に対して、個々の労働者から就業規則の変更について同意をとって変更する場合、その同意の有効性の判断はどのようになされるべきか。

(2) 上記 (1) のような個別に合意することなく、就業規則を変更して、労働者の労働条件を不利益に変更する場合、どのような法的要件が備わっていなければならないか。就業規則による労働条件の不利益変更について、どのような判断枠組で判断され、また、どのような考慮要素で判断されるか。

(50 点)

**問 2** [事例] 食品の調理等を業とする A 社は、病院や特別養護老人ホームなどで食堂の業務委託を請け負っており、A 社の従業員である B ら 10 名（以下、B らという）は、A 社と C 法人との間の業務委託契約（以下、本件委託契約という）に基づき、C 法人が運営する D ホーム内の食堂で調理・配膳等の業務に従事している。B らの賃金は、本件委託契約に定める委託料等を考慮して、A 社が決定するものとされている。B らの業務は、C 法人の栄養士が作成する献立に基づき、入所者数等を踏まえて必要な業務が具体的に決定され、そうした基本的な業務の指示は、C 法人から A 社に伝えられ、A 社から B らに指示されるが、配膳の方法等については、介護等の業務に従事する D ホームの従業員から、B らに対して、個別的に指示されることも多く、また、調理場外での D ホーム内での B らの行動について、D ホームの実質的な責任者である E 事務長から指示を受けることもあった。そして、安全・衛生管理を理由として、B らには、D ホームの職員が利用する更衣室等の施設の利用が禁止され、B ら専用の更衣・休憩室として、調理場に隣接する 16 平方メートルの部屋（以下、本件休憩室という）を使用することとされていた。本件休憩室には窓や扇風機はあったが、空調設備がなかった。B らは、F 組合に加入し、F 組合は、C 法人に対して、①B らの賃金の引上げと②本件休憩室の施設の改善について、団体交渉を申入れた（以下、本件団交申入れという）。C 法人は、B らを雇用しているわけではないとして、本件団交申入れを拒否した。また、C 法人の E 事務長は、B らに対して、今後も、同様の団交申込みを続けるようであれば、今期の業務委託期間の満了をもって、本件委託契約を終了する（更新しない）可能性がある旨を通告した（以下、本件通告という）。

以上の [事例] を読んで、C 法人の本件団交申入れに対する対応及び E 事務長の本件通告について、具体的は法律問題を指摘し、法律条文や判例等を踏まえて適切に論じなさい。

(50 点)